

エネルギー・電力問題に関する商工会議所の考え方・主張

2013年2月20日 現在

【商工会議所の認識】

- エネルギー政策は国の命運を握る極めて重要な基幹政策。エネルギーが安定的に低廉な価格で供給されることは経済再生・成長の前提条件。
- 資源の乏しい我が国においては、安全性の確保を大前提に原子力発電を含む多様な電源構成を維持し、「安定供給・エネルギー安全保障」、「コスト・経済性」、「品質」、「地球温暖化問題への対応」等の総合的な観点から、実現可能なエネルギー政策を選択すべき。
- 今後3～5年間の電気料金抑制と安定供給の確保が現下の最優先課題。料金抑制と安定供給の見通しがなければ、企業は設備投資も雇用も増やせない。特に電気料金上昇分を転嫁できない中小企業、エネルギー多消費産業においては人件費、雇用の削減で対応せざるを得ない。
[大阪商工会議所の調査(H24・11)では、電気料金の上昇を「ほぼ全額転嫁できる」は僅か1.7%で、81%は「転嫁できない」。対応は節電努力のほかコスト削減(43%)、人件費削減(10%)。]
- 原発停止に伴う燃料費増加は年間約3.2兆円の見込み。平成24年上半期の貿易収支は過去最大の赤字(2.9兆円)を記録。

【商工会議所の具体的主張・要求事項】

- 原子力発電の安全性強化を着実・迅速に進め、安全性が確保された原子力発電を順次速やかに再稼働すべき。新安全基準の策定、基準に基づく審査を可能な限り早く行い、立地自治体や国民に安全性の説明を行うなど、国(原子力規制委員会・政府・国会)の責任ある対応を強く期待する。
- 再生可能エネルギーは原発代替ではなく、温暖化対策の手段。固定価格買取制度の見直しなど経済的負担の抑制を図りながら、実現可能な目標を立てて推進していくべき。むしろ、中小企業の経営力強化にも有効な省エネルギーの推進を加速すべき。また、省エネ・再エネの技術・研究開発が急務。
- 小売全面自由化、料金の自由化、発送電分離などの「電力システム改革」は、政策目的である料金上昇抑制、安定供給強化の実現可能性が極めて不明確であり、料金上昇、安定供給の脆弱化をもたらすリスクがあるため、慎重に取り扱うべき。「電力システム改革専門委員会」の自由化論者の委員も「成果について何の保証もない」ことは認めている。料金上昇抑制、安定供給の強化のためには、安全性強化をはじめ原子力発電に関する課題を解決することが先決。
※ 日商では昨年来、計43回の説明会を各地で実施するなど、丁寧なプロセスを踏んで、エネルギー問題の本質や日商の意見内容について、多くの事業者の理解を得る努力を続けている。

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見

平成 24 年 6 月 1 日
日本商工会議所

地球温暖化問題への対応、エネルギー安全保障等の観点から、再生可能エネルギーの導入は推進していくべきであり、再生可能エネルギー固定価格買取制度は、そのための一方法である。

しかしながら、本制度は電気料金に賦課することにより、経営の厳しい中小企業やそこで働く従業員、低所得者を含め、広く国民負担を伴うものであり、調達価格等を決めるにあたっては、国民負担の妥当性、制度の効果等について、十分に情報が開示され、慎重な検討が行われる必要がある。

そのため、再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点について、下記のとおり意見を提出する。

記

I. 調達価格・調達期間について

1. 調達価格の水準について引き下げるべきである。

(1) 調達価格算定根拠の費用は概ね発電事業者側が提出したものが認められており、かつ適正な利潤として7～8%の内部収益率を標準としている。現下の我が国の経済状況を踏まえれば、3年間の利潤に特に配慮する期間とする特措法の規定を勘案しても、ほぼノーリスクで内部収益率を標準7～8%と設定することは「適正な利潤」として過大すぎる。

また、昨年末に出されたコスト等検証委員会の試算結果と比較しても、今回の調達価格の案では、かなりの事業者が過大な利潤を得ることが想定される。

(2) 東京電力株式会社の電気料金値上げに対する中小企業の強い反発に見られるとおり、利益率の低い中小企業にとって、一律に負担増となり、販売価格にも転嫁できない電気料金の上昇は、企業の存続に直結するコストとなっている。

本制度は、電気料金に賦課することにより、経営の厳しい中小企業やそこで働く従業員、低所得者を含め広く国民負担を伴うものであり、そうした負担によって、一部の事業者が過大な利潤を得ることは国民、企業の理解を得られるものではない。

(3) 政府は5月18日に決定した夏季の電力需給対策において、今秋以降、電気料金上昇のリスクが高まるとして、政府として対応を進めるとしている。そのような中で、今回の調達価格等の案は、国民負担について十分配慮したものとは言えない。

(4) 先行して本制度を実施しているドイツでは、国民負担が過重なものになりすぎたため、太陽光発電についての調達価格を引き下げ、調達量も調整を行

っている。今回の調達価格の案は同じような弊害が起こる可能性について検討されていない。

(5) 過度に高い調達価格を設定することで、本来必要な事業者の技術革新等の努力を阻害する恐れがある。

2. 導入量や電気料金の上昇の見通し等を示すべきである。

今回の調達価格等の案では、導入量の見通しや電力ユーザーの負担がどの程度になるか等のデータが全く示されていない。国民負担を伴う制度である以上、調達価格を検討するにあたって、導入量の見通しと電力ユーザーの負担、エネルギー安全保障や地球温暖化問題への貢献、国内経済の活性化等の効果について、総合的に示し、国民負担の妥当性について説明することが必要である。

3. 調達価格等の見直し、今後の検討にあたっては、調達価格等算定委員会の委員に、産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。

4. 調達期間内であっても、国民負担が過大なものになる場合には、調達価格を引き下げるべきである。

II. 既存設備について

1. 買取対象に既存設備を含めるべきではない。

買取対象に既存設備を含めることについて検討しているが、国民負担が増大するのみで効果が見込めないため、買取対象に既存設備を含めるべきではない。

新設設備について事業採算性が確保されるよう調達価格が設定される以上、既存設備を持つ事業者がノウハウを活かして、新規設備に投資することに障害はない。既設の設備は、設備導入時に、(本制度が導入されなくても)事業採算性が合うことを前提に設置されている。また、既設を対象としても、導入量は拡大せず、効果は見込めない。

既存設備への対応については、既存設備を対象とした場合の国民負担の増加の見通しをはじめ、対応の必要性や効果に関するデータを示した上で改めて検討すべきである。

なお、平成22年5月の「再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション」に関する意見募集に際して示されたシミュレーションデータでは、既設を対象に含めた場合の国民負担総額(年間買取費用)は1兆6083億円とされており、「既設の発電設備も買取対象とすると買取総額が8,000億円程度増加する一方で、新規の導入量は増えず、CO2削減量は変化しない」とされている。

以上

本意見は、平成24年5月16日～6月1日に実施された「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見公募に対応し、資源エネルギー庁に提出しました。